

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の改正について

1 改正の理由

県立小林こすもす支援学校の開校に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

第2条（部及び専攻科）第1項の表中左欄（学校名）に、「県立小林こすもす支援学校」を追加し、その右欄（部）に「小学部、中学部、高等部」を追加する。

第3条（学科）の表中左欄（学校名）に、「県立小林こすもす支援学校」を追加し、その中欄（高等部に置く学科）に「普通科」を追加する。

第4条（特別支援学校が行う教育の対象者）の表中左欄（学校名）に「県立小林こすもす支援学校」を追加し、その右欄（対象者）に「知的障害者、肢体不自由者」を追加する。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 改正案

別案のとおり

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(部及び専攻科)		(部及び専攻科)	
第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。		第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。	
学 校 名	部	学 校 名	部
[略]		[略]	
県立延岡しろやま支援学校	幼稚園、小学部、中学部、高等部	県立延岡しろやま支援学校	幼稚園、小学部、中学部、高等部
県立小林こすもす支援学校		県立小林こすもす支援学校	小学部、中学部、高等部
2 [略] (学科)		2 [略] (学科)	
第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。		第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。	
学 校 名	高等部に置く学科	学 校 名	高等部に置く学科
[略]		[略]	
県立延岡しろやま支援学校	普通科	県立延岡しろやま支援学校	普通科
			専攻科に置く学科

(特別支援学校が行う教育の対象者)	
第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。	
学 校 名	対 象 者
[略]	
県立延岡しろやま支援学校 幼稚部 小学部、中学部 高等部	聴覚障害者 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者 知的障害者、肢体不自由者

(特別支援学校が行う教育の対象者)	
第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。	
学 校 名	対 象 者
[略]	
県立延岡しろやま支援学校 幼稚部 小学部、中学部 高等部 県立小林こすもす支援学校	聴覚障害者 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者 知的障害者、肢体不自由者 知的障害者、肢体不自由者

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

